

見直し内容

「具体的な対応策」における配点区分のうち、「標準案の範囲に留まる提案」を「1点」から「0点」へ変更

【評価区分と加算点】

① 最も注意すべき事項 ※変更なし

評価区分	配点区分
○： 記載内容が妥当	1点
×： 記載内容が不適當	0点

② 具体的な対応策

評価区分	配点区分 (現行)	配点区分 (変更後)
○： 追加提案	2点	2点
△： 「最も注意すべき事項」を踏まえているが、標準案の範囲に留まる提案 ※「標準案とする提案一覧」を含む。	1点	<u>0点</u>
—： 「最も注意すべき事項」が不適當、「最も注意すべき事項」を踏まえていない、 「追加提案としない提案に該当する、履行の具体性や実現性が不明確 等	0点	0点
×： 採用できない提案	0点	0点

適用開始時期

令和7年4月1日以降の入札公告案件から適用